

# 清谿園短期入所 特別養護老人ホーム サービス利用料金表

## 介護保険(要介護)・介護予防(要支援)給付サービス

●自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

### ◆併設型ユニット型短期入所生活介護費サービス(Ⅰ)

及び 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費サービス(Ⅰ)

要支援・要介護度	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援 1	523 単位	5,230 円	523 円	1,046 円
要支援 2	649 単位	6,490 円	649 円	1,298 円
要介護 1	696 単位	6,960 円	696 円	1,392 円
要介護 2	764 単位	7,640 円	764 円	1,528 円
要介護 3	838 単位	8,380 円	838 円	1,676 円
要介護 4	908 単位	9,080 円	908 円	1,816 円
要介護 5	976 単位	9,760 円	976 円	1,952 円

### ◆機能訓練体制加算

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
加算料金	12 単位	120 円	12 円	24 円

### ◆職員配置等にかかる加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
(介護保険・介護予防対象)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位	220 円	22 円	44 円
(介護保険のみ対象)				
看護体制加算Ⅰ	4 単位	40 円	4 円	8 円
看護体制加算Ⅱ	8 単位	80 円	8 円	16 円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位	180 円	18 円	36 円

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・介護福祉士80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上での加算。

※看護体制加算Ⅰ・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合加算。

※看護体制加算Ⅱ・・・看護師の数が常勤換算方式で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、配置基準の数に1を加えた数以上である事。看護師により24時間連絡できる体制を確保している場合加算。

※夜勤職員配置加算Ⅱ・・・夜勤勤務時間帯に常勤換算方式で、夜勤職員数基準を1名以上上回って配置している場合に加算。

### ◆送迎費

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
送迎加算(片道)	184 単位	1,840 円	184 円	368 円

### ◆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、**8.3%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

### ◆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、**2.7%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

◆新型コロナウイルス感染症に対する為の特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に**0.1%**上乗せとなります。

**その他介護給付サービス加算（必要な方のみ）**

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
緊急短期入所受入加算	90 単位	900 円	90 円	180 円

※当日利用される事が計画されてなく緊急に利用された場合。

	給付単位数	1食当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
療養食加算	8 単位	80 円	8 円	16 円

※医師の指示のもと、治療の一環として食事を提供した場合。

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,200 円	120 円	240 円

※若年性認知症利用者の特性やニーズに応じサービスの提供を行った場合。

**◆減算**

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金
長期利用者減算	-30 単位	-300 円

※短期入所を連続で30日以上利用した場合の31日目以降の減算

**◆介護保険給付外サービス**

	ユニット型個室居住費(1日)	食費(1日)
1 段階	820 円	300 円
2 段階	820 円	390 円
3 段階	1,310 円	650 円
4 段階	2,006 円	1,392 円

食費内訳	
朝食	380 円
昼食	612 円
夕食	400 円